



## 第 2 回小美玉市自治基本条例策定委員会



平成18年11月27日(月)午後6時30分～  
小川総合支所 3階 大会議室

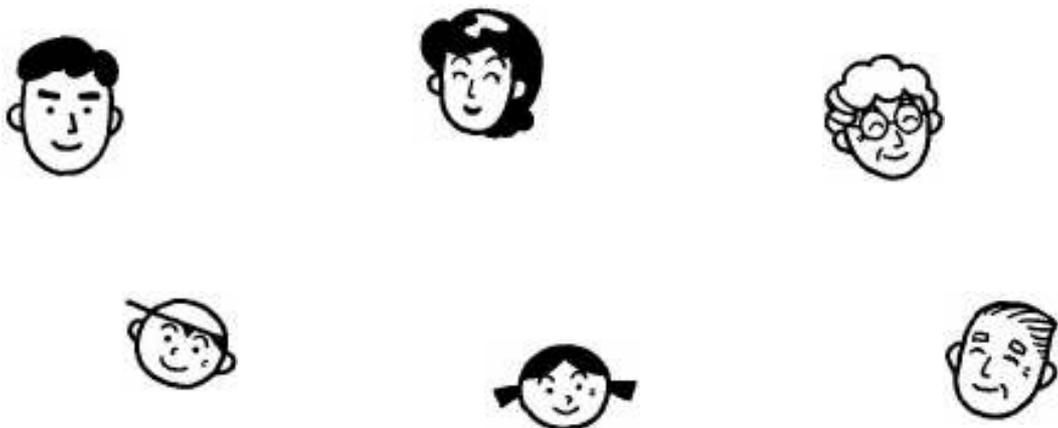


### ～ プログラム ～

#### 開 会

1. 前回の確認について
2. 市政・自治基本条例に関する基礎研究について
  - ◇ 新市建設計画
  - ◇ 財政
  - ◇ 自治基本条例の先進事例
  - ◇ 次回ワークショップについての説明
3. 次回策定委員会の開催等について
4. その他

#### 閉 会



# 小美玉市自治基本条例策定委員会の会議の公開要領（案）

## （目的）

第1条 この訓令は、小美玉市自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めることを目的とする。

## （委員会の会議の公開）

第2条 委員会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 当該会議において、小美玉市情報公開条例（平成18年3月27日条例第10号）第9条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないと委員長が認めるとき。

## （非公開の決定）

第3条 前条により委員会の会議を非公開とする場合の決定は委員長が行い、委員に対し事前に通知するものとする。

- 2 同一委員会の会議において非公開とする事項とその他の事項を審議するときは、非公開事項を審議した後、公開するものとする。
- 3 委員長は、審議中にその内容が前条のいずれかに該当し、非公開とすることが適当と認めるときには、委員会に諮り非公開とすることができる。

## （公開の方法）

第4条 委員会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、次のとおり行うものとする。

- (1) 傍聴を認める定員は、15人とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを変更することができる。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始のおおむね20分前から開始まで先着順に行い、定員になり次第終了する。
- (3) 傍聴希望者は、委員会の会議当日、開催前に傍聴人名簿に必要事項を記載するものとする。
- (4) 会議の傍聴を認める場合は、傍聴者に会議資料を配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において、傍聴人が閲覧できるよう努めるものとする。
- (5) 委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- (6) 前号に定める委員会の会議の公開に係る傍聴要領は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴者への周知を図り、傍聴者はこれを遵守しなければならない。

## （報道機関の特例）

第5条 会議場には、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申し入れがあった場合は、審議開始前までに限り会議場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(委員会の会議開催の周知)

第6条 公開による委員会の会議を開催するときは、開催日10日前までに、次の各号に掲げる事項を市のホームページに掲載するとともに、掲載した内容を所管課に備え付けるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 委員会の会議の開催日時
- (2) 委員会の会議の開催場所
- (3) 委員会の会議の議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴者の手続き
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他委員会が必要と認める事項

(情報の提供)

第7条 公開により開催した委員会の会議録は、速やかに所管課において市民の閲覧に供するものとする。

2 委員会の会議を非公開とした場合は、公開可能な事項について前項に準じ情報の提供を行うものとする。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の会議の公開に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月27日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

## 小美玉市自治基本条例策定委員会の会議の公開に係る傍聴要領（案）

### （目的）

第1条 この訓令は、小美玉市自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （傍聴手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人名簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

### （傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### （傍聴者の守るべき事項）

第4条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静穏を旨とし、委員会の会議等における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

### （撮影、録音等の禁止）

第5条 傍聴者は、写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

### （傍聴者の退場）

第6条 傍聴者は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

### （係員の指示）

第7条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの訓令に違反するときは、委員会の委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の会議の公開に係る傍聴に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年11月27日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

## (1) グループ討議のテーマ

テーマに沿って日頃の生活や様々な活動を通じて、感じている思いや問題点などを織り交ぜながら、自由に意見を出し合ひましょう。

### 第1回ワークショップテーマ

#### 【グループ討議】

- 小美玉市の良い所、悪い所を出し合って、将来の都市像を考える
  - ・生活環境、保健福祉、都市基盤、教育、産業、コミュニティに関して、良い所、悪い所があるとします。良い所をどのようにまちづくりに活用し、悪い所をどのように改善して、まちづくりに活用しますか？

#### 【全体で討議】

- 自治基本条例に対する位置づけは？
  - ・どのような条例をめざしますか？最高法規性、又は尊重・整合
  - ・ですます調にしますか？
  - ・名称はどうしますか？

## (2) グループ討議の進め方について

### 注 意 事 項

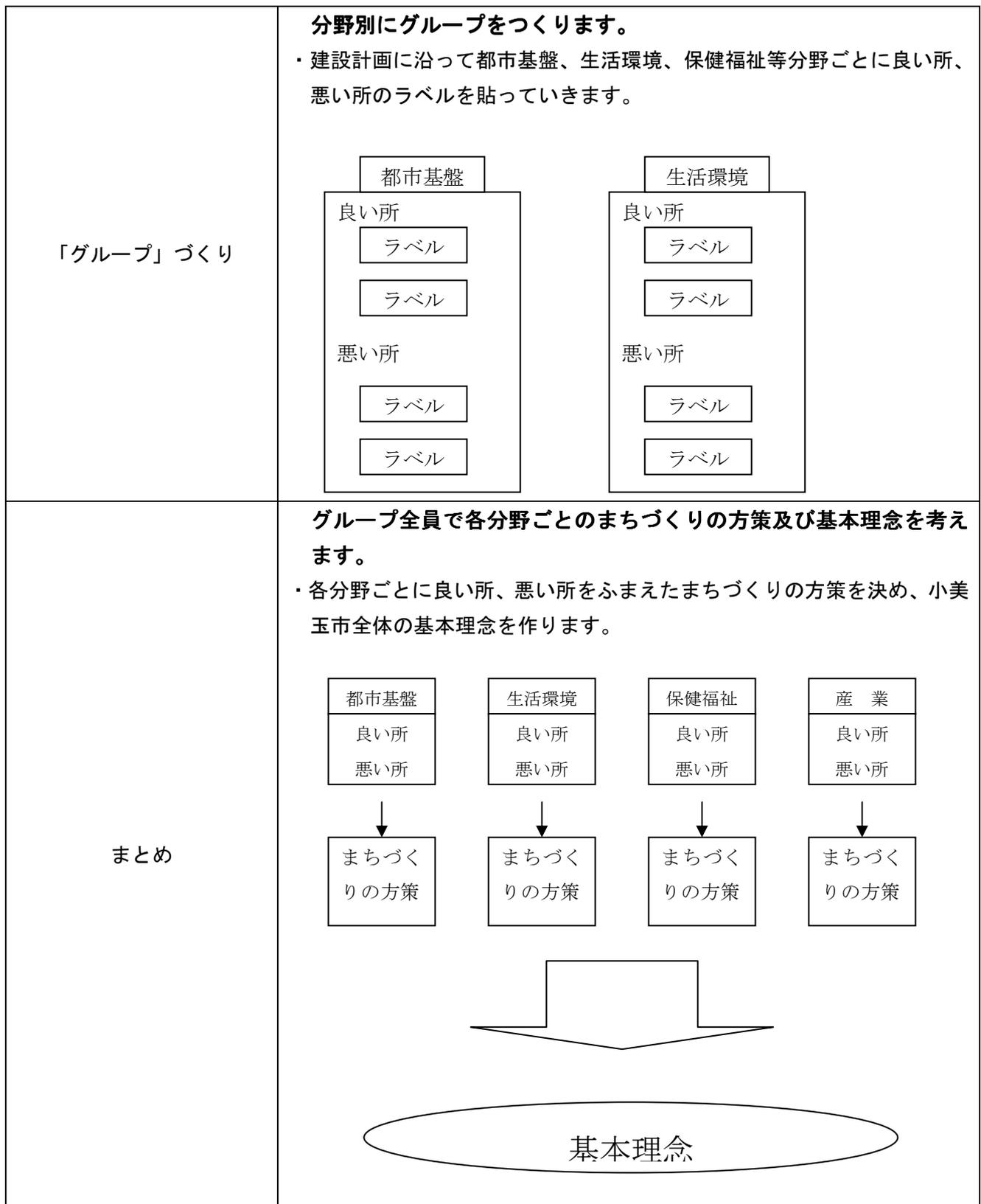
批判をしない：他人の意見を批判してはいけません。批判があると良いアイデアが出にくくなります。

自由奔放：こんなことを言ったら笑われはしないか、などと考えず、思いついた考えをどんどん言ってください。

質より量：できるだけ多くのアイデアを出してください。

連想と結合：他人の意見を聞いてそれに触発され、連想を働かせ、あるいは他人の意見に自分のアイデアを加えて新しい意見として述べて下さい。

内 容	ポイント
役割分担	役割分担をしましょう。 ・グループ討議では、「進行係」を決めます。また、グループ討議の内容と流れを記録する「記録係」と、グループで討議した内容を発表する「発表係」をあらかじめ決めておきます。
テーマに関するラベル作り (情報の言語化)	<b>設定されたテーマに関する意見のポイントを具体的に記入します。</b> ・意見はいくつ書いても構いませんが、1枚のラベルに1つの意見を記入してください。名前は書かなくて結構です。
ラベルの意味の確認 (情報の共有化)	記入したラベルを広げ、グループ全員で1枚1枚の意味を確認します。 ・書いた本人が説明します。説明内容がラベルに書いてある内容から読みとれるか、みんなで確認します。 ・修正する場合は、赤字で修正します。



**(3) グループ討議の発表について**

各グループの発表係がグループ討議の成果を発表し、その後、他グループとの意見交換を行います。